

平 戸 市 監 査 公 表 第 73 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 24 年 2 月 10 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

平戸市水道局

第 3 監査の期間

平成 23 年 11 月 24 日（木） 1 日間

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

指導事項

水道事業施行規程第 24 条第 4 項の減免を受ける者は、別表に個人名で揚げられているが、個人情報等の絡みもあり、好ましいものではない。

また、この件に関し旧生月町から引き継いだ帳簿類は、文書管理システムに登録し、期限までに保管すること。

措置事項

個人名について

旧生月町からの事務手続きを含めた帳簿類等の引継ぎが不十分でしたので、帳簿類の追跡調査及び関係者からの聞き取りを行い、経緯等の確認後、別表削除の改正手続きを行います。

帳簿類について

帳簿類の調査・引継ぎを行い、文書管理システムに登録し、平戸市文書管理規程に基づき期限まで保管いたします。